

東京弁護士会 期成会

2026年度 私たちの政策

発行人
東京弁護士会 期成会
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6
小谷ビル4F
日比谷シティ法律事務所内
☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104
発行責任者 代表幹事 加納小百合
政策本部長 村田 智子

変わる時代、揺るがぬ使命～人権の灯を絶やさないために～

はじめに	P. 1	目次	第3章 自由と人権の保障を目指して	P. 5
第1章 2026年度の喫緊の課題	P. 1		第4章 憲法を守り、平和を実現するために	P. 8
第2章 東弁と東弁会員の活動を支えるために	P. 3			

はじめに

東京弁護士会のみならず、今年も、期成会から政策提言として「2026年度 私たちの政策」を送らせていただきます。

期成会は、1959年に設立されて以来、弁護士会の諸課題の改善に向け、提言を行うなどの活動をして参りました。当会設立時は、日本が戦後の混乱から脱し、オリンピックの開催地が東京と決定され、国民年金制度が創設されるなど、高度経済成長に向けて日本の仕組みが整って行く時代でした。

そして、67年を経た今。コロナ禍を経て、私たちの生活に欠かせなくなったインターネット、スマートフォンやAIなどのIT技術、それらを利用したSNSによる社会のつながりの変質、偽情報の拡散による選挙活動の歪み、国家に比肩しうる力を持つようになった巨大

IT企業による新たな人権侵害など、今、まさに私たちは新たな動乱の中にあります。

また、弁護士にとっても、本年5月からは、民事訴訟のIT化が本格始動し、その後も刑事訴訟のIT化がひかえるなど裁判制度も大きく変わります。AIに対してどのようなスタンスをとるかも、弁護士業務にとって大きな選択肢となります。

この新たな混沌の時代に、私たち弁護士・弁護士会はどう対応していくべきなのか。今年の政策提言では、第1章では、喫緊の課題として、IT化を中心とする民事訴訟・刑事訴訟の改正、共同親権を含む親子法制の改正など、法改正への対応をどのようにしていくか、また、再審法制の整備や夫婦別姓の導入など、法改正に向けた行動提起、近年増加しているハラスメントへの弁護士・弁護士会の対策について論じております。

また、第2章では、こうした時代の弁護士会と弁護士会員の活動を支えるために必要と

される弁護士会の課題（若手支援、法曹養成、男女共同参画、不祥事対策、隣接士業の業務拡大をめぐる動き、弁護士会の財政問題、公設事務所、多摩支部問題）を取り上げております。

さらに第3章では、自由と人権の保障を目指す取組として、法教育、高齢者・障がい者をめぐる問題、性平等の問題、子どもの権利、外国人の権利、労働者の権利、消費者問題、犯罪被害者の権利、環境問題、災害対策を取り上げております。

最後に、第4章では、憲法を守り、平和を実現するために、憲法と平和の問題、近年新たに問題となっているポピュリズムについて取り上げております。

時代は変わっても、弁護士を支える根本はどこにあるか。

是非、本提言をご一読いただき、ご自身の回答を探していただければ幸いです。

代表幹事 加納小百合

第1章 2026年度の喫緊の課題

1 司法のIT化への対応

(1) 民事訴訟手続のIT化

民事訴訟手続のIT化を目的とする「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）は、段階的に施行され、2026年5月24日までに全面施行される予定である。

2025年9月現在、すでに施行されている主な制度として、ウェブ会議方式による手続の実施が挙げられる。具体的には、①口頭弁論期日、②弁論準備期日、③和解期日がウェブ会議方式で行えるようになった。

今後、2026年5月24日までに施行が予定されている主要な内容としては、④弁護士等が訴状を提出する場合における「民事裁判書類電子提出システム（mints）」による提出の義務化、⑤準備書面や証拠申出書等のmintsによる提出の義務化、⑥書証のmintsによる提出の原則化、⑦電子的記録に保存された情報に関する証拠調べ制度の

新設、⑧証人尋問・当事者尋問のウェブ会議方式での実施も可能とすること、⑨判決書の電子化・判決書送達における電子情報処理組織の利用、⑩記録の閲覧・謄写請求のオンライン化が挙げられる。特に④のmintsによる提出の義務化は、重要である。mintsに登録していないと弁護士は訴訟提起さえできなくなってしまうからである。東弁は、会員に対し、mintsに登録すべき旨を周知し、登録を促すべきである。

このように、民事訴訟のIT化は弁護士業務の効率化を大きく促進することが期待される。しかし一方で、システム操作の習得や訴訟記録のデジタル管理に伴うセキュリティ確保など、新たな課題も生じる。さらに、IT化は国民全体の司法アクセス向上につながるべきであるが、現実には解決すべき問題が多数残されている。そのため、まずは弁護士自身が適切にIT化を推進する姿勢が求められる。具体的には、弁護士会による研修・支援体制の強化に加え、実際の運用を通じて明らかになる不具

合や改善点を弁護士会が取りまとめ、裁判所にフィードバックする仕組みを構築することが重要である。

(2) 刑事訴訟手続のIT化

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が、2025年7月16日の参議院本会議において可決・成立した。施行日は、一部の規定を除き2027年3月31日までの間において政令で定める日とされている。

同法による改正点は多岐にわたるが、主要なものとしては、刑事手続に用いられる書類の電磁的記録による作成・保存・送受、電磁的記録による令状の発付・執行、事件に関連する電磁的記録について保管者あるいは管理者に対する電磁的記録提供命令、ビデオリンクによる公判期日等の手続の実施、証拠の閲覧・謄写・開示の電子化等が挙げられる。

同法は、その名の通り「情報通信技術の進展等に対応するため」に刑事訴訟法等の改正を行うものであるが、捜査機関の利便に資する多くの制度を創設する一方で、被疑者・被告人や弁護人の利便に資する制度の設立が見送られており、防御権を軽視するものである。この点は、日弁連の意見書等においても既に批判されてきたところであるが、今後も、オンライン接見や電子化された書類を授受する権利など、被疑者・

被告人の防御権を十分に図る観点による法改正を引き続き求めていく必要がある。

他方で、同法の施行に向けて、刑事司法手続の現場における準備と運用の実践が積み重ねられていくこととなるため、弁護士会としてもその対応を準備することが急務である。電磁的記録を中心としてなされる実務に弁護人が十分に対応できなければ、同法による新たな運用に際して被疑者・被告人の権利が十分に守られないこととなるのであるから、弁護士がIT化にどのようにして習熟していくかという技術的な面も含め、電磁的記録提供命令やビデオリンクによる公判期日等の新たな制度についてどのような点に留意して弁護活動を行うべきか等について、弁護士会としての方針を明確にした上で、研修等を通じて各会員をサポートする必要がある。

2 親子法制の改正への対応

2024年、離婚後共同親権制度を導入する民法等改正がなされ、2026年4月に施行される。ここに至る過程では会内でも鋭い意見対立があり、特に、①DVケースにおいて、離婚後も子の養育を通して元配偶者と関わらざるを得ないことから、DVが継続するのではないかという懸念、②父母の対立が離婚後も遷延し、適切かつ円滑な親権行使が困難となって、子が不利益を被るのではないかという懸念、③離婚後の親権のあり方を決める過程や、その後も続くおそれのある紛争において、家庭裁判所や弁護士を含め、当事者を支援する十分な体制が構築されているのかという懸念などが指摘された。

それらの観点からすると、何よりも2024年改正法全体を正しく理解し、当事者のニーズに適切に応えられる弁護士を養成する必要がある。今回の改正では離婚後共同親権が注目されるが、実はそれだけではない。親権と密接に関連する監護に関して、監護すべき者の権限や監護の分掌などが法文上明示された。これにより別居後あるいは離婚後の親子関係はかなり多様化することとなったが、それだけに親権や監護に関する諸制度を全体的に理解し、事案に適合した解決を提案できる弁護士の確保が急がれる。

また、DVや子の利益などに関して懸念があったことも踏まえると、それらの点も考慮できる弁護士を育てる必要がある。なかんずく子どもは父母の関係に声を出すことが難しく、父母の争いのなかに埋没しかねない存在である。父母それぞれの代理人が、子どもに不利益が及ぶことのないよう、きめ細かく配慮することが期待される。例えば、勝ち負けにこだわりがちな父母に対し、子どもの気持ちや将来に目を向けさせるよう配慮することも考えられよう。

なお、今般の改正は親権制度のみならず、養育費や面会交流、財産分与など離婚をめぐる諸制度にも重要な変更がなされており、これらの点にも留意する必要がある。

以上の検討を踏まえると、まずは弁護士会が会員に向けて充実した研修機会や情報提供をすることが何より重要である。さら

に、重要な役割を担う家庭裁判所とは、施行までのみならず施行後も協議を継続し、市民のニーズに適切に応えられるよう体制強化などを促すべきである。そして、新制度施行後は制度の運用に問題が生じていないか、会員その他幅広い層からヒアリングを行い、政府や裁判所に対し必要な対応を求めることも期待されるであろう。

3 再審法改正の実現へ向け

えん罪は国家による最大の人権侵害のひとつであり、えん罪被害者を救済することは、弁護士の基本的使命である。東弁を始めとする各地の単位会、連合会は、えん罪被害者救済へ向けた再審法の改正を実現するため、日弁連とともに、再審請求審における証拠の全面開示規定の新設と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止の2つに重点を置き、この間、市民集会の開催、街頭宣伝行動、国会議員へのロビイングなど、様々な活動を展開してきた。これらの活動に呼応して、2024年6月には国会内に「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」(議連)が超党派で立ち上げられ、衆参両院で過半数を超える国会議員がメンバーとなった。与野党を問わず多くの国会議員が再審法改正に関心を示してきた背景には、半世紀以上死刑囚として死と隣り合わせの立場に置かれ続け、2024年9月の再審無罪判決により本当の自由を取り戻せた袴田巖さんの存在があった。さらに2025年7月には福井女子中学生殺害事件第二次再審において、前川彰司さんに対する再審無罪判決が言い渡され、確定した。どちらの事件においても、再審無罪判決を導いたのは検察官手持ち証拠の開示であり、早期の無罪判決確定を妨げてきたのが検察官による開始決定への不服申立てだった。2つの再審無罪判決は、まさに再審法改正の必要性を強く裏付けるものだった。

このような情勢のもとで議連による改正法案も公表され、再審法改正はもう間近かと思われた。しかし、法務大臣の諮問により法制審議会刑事法(再審関係)部で審議が開始されたこともあり、2025年6月の通常国会において提出された議連法案は継続審議となってしまった。

再審法改正が喫緊の課題であること及び国会が「唯一の立法機関」であることを考えると、議連の法案の審議は、法制審議会部会の議論より優先されるべきである。

再審法改正の方向性を定める議論は今まさに正念場にあるが、真にえん罪被害者を救済する再審法改正を実現するため、弁護士、弁護士会はこれまで以上に法改正の必要性を世論に訴えかける努力が求められている。

4 夫婦別姓の法制化

民法750条は全ての夫婦に例外なく同氏を強制しているところ、これは実質的には女性に改氏を迫るものであり、女性の社会進出を阻害するなどしてきた。そこで、夫婦が婚姻後も婚姻前の氏を称することができる「選択的夫婦別姓」の法制化が長年課題となってきた。

昨今、「選択的夫婦別姓」の対案として、「旧姓の通称使用の法制化」に言及されることがある。例えば、2025年10月に自由民主党と日本維新の会が取り交わした連立政権合意書では、戸籍制度及び同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度を創設するとし、旧姓の通称使用の法制化法案を2026年通常国会に提出し、成立を目指すとされている。高市早苗氏が内閣総理大臣に就任し、今後、同合意書に基づいて、国会において「選択的夫婦別姓」か「旧姓の通称使用の法制化」かが一大争点となる可能性がある。

しかし、「選択的夫婦別姓」か「旧姓の通称使用の法制化」かという二者択一の問題設定自体、誤りである。夫婦同氏強制が改氏当事者にもたらす様々な不利益は、旧姓の通称使用の拡大では解消されえない。まず、旧姓の通称使用を法制化したとしても、婚姻により氏の変更を強いられ、また婚姻前の氏が「旧姓」扱いされることになり、改氏当事者におけるアイデンティティの喪失に変わりはない。また、通称使用が法制化されると、1人の人物が2つの法的な氏名を持つこと(ダブルネーム)になり、個人の識別に要する社会的コストは著しく増大する。仮に旧姓の通称使用を法制化する場合には、膨大な立法作業が必要となるのみならず、通称と戸籍氏との紐づけと管理のために官民で膨大なシステム改修のコストが発生する。このように、人権の観点からも政策の観点からも、「旧姓の通称使用の法制化」は「選択的夫婦別姓」に代わる選択肢にはなりえない。

東弁は、「旧姓の通称使用の法制化」では夫婦同氏強制の問題点が解消されないことを強調し、引き続き日弁連や各団体等と協働して「選択的夫婦別姓」の導入に向けて活動しなければならない。

5 ハラスメントの撲滅に向けて

(1) 東弁のハラスメントに関する体制と実情

東弁には、会員による、性差別及びセクシュアル・ハラスメント」及び「パワー・ハラスメント」に関する相談等の体制がある。

相談申込件数は2022年度以降、毎年度10件以上の相談があり、うち調査申立事案は2025年9月時点で委員会設置後合計5件である。相談者は事務員及び若手弁護士、相談対象者は事務所経営者弁護士が多い。相談内容はパワハラが多くを占める。委員会では東弁職員2名を含め総勢26名で、無償で相談担当及び調査担当をし、研修制作も行う。

(2) ハラスメント撲滅の必要性

2020年以降の懲戒事例でも、①大分弁護士会で弁護士法人の業務停止6か月(所属弁護士による新人女性弁護士への性加害)、②山形弁護士会で業務停止1月(女性事務員へのマッサージ)、③神奈川県弁護士会で退会命令(勤務弁護士へのパワハラ)、④千葉弁護士会で戒告(勤務弁護士へのパワハラ)、⑤大阪弁護士会で戒告(勤務弁護士へのパワハラ)、⑥兵庫県弁

護士会で戒告（事務員へのパワハラ）など、ハラスメントを理由とするものが散見される。

また、法律会計特許一般労働組合等が毎年組合員の事務員に行うアンケートの2025年度によれば、職場でのパワハラがあるとの回答は22.8%、セクハラがあるとの回答は6.8%で、「事務所の内部では弁護士と、事務員との間で序列や力関係が存在、特に小規模零細の事務所では、ハラスメントがエスカレートしやすい」、「弁護士会の研修を充実させてほしい」などの声が寄せられ、日弁連にもハラスメント防止の要請が

行われた。

(3) 施策について

ア 研修の充実

東弁では、倫理研修と一体の実施となるため、ハラスメント防止研修は現在は22分程度しかなく、登録後は5年に一度しか会員の受講機会がない。裁判所や検察庁が職員に対して1年に1回程度ハラスメント防止研修を実施しているのに比べて著しく少ない。研修受講を義務化するため、PTを立ち上げて早急に検討しなければならない。①東弁ハラスメント防止研修規則を制定し少なくとも2～3

年に1回の会員の参加義務を定めること、②新規登録弁護士の就職先事務所に所属する会員に受講義務を課すこと、③就職説明会に参加を希望する事務所に所属する会員に受講義務を課すこと、などを含め有効と考えられる方策が検討されるべきである。

イ 委員会の体制整備と充実

委員の技量を高める研修を実施しより多くの担い手を募るとともに、規則等の整備や調査申立案件の対応などの課題を改善していくことが必要である。

第2章 東弁と東弁会員の活動を支えるために

1 若手会員の支援のますますの充実を

(1) 現状を踏まえた若手支援策の必要性

東弁は、①若手会員の業務支援として、OJT相談、個別案件助言制度、クラス別研修、アプリ「べんとら」、②早期独立者支援として、チューター制度、早期独立者経験交流会等を設け、他会に比べても充実した若手会員支援を行ってきた。

近年、修習修了者の就職状況は好転したものの、就業条件・就業環境に大きなばらつきがあり、早期に事務所を辞める若手会員や、メンタルヘルス・カウンセリングを受ける若手会員も少なくない。その実情に合わせた若手会員の支援のますますの充実が必要となっている。

ア 「ブラック事務所」に入らないための就職情報の提供（入口支援）

就職時のミスマッチを減らすための施策として、過去にハラスメントが行われたり、弁護士倫理に反するような業務を行わせたりして、早期離職者が多数出た「ブラック事務所」の情報の共有化について検討をすることが考えられる。弁護士会として特定の事務所名を公表することは懲戒事例を除き困難と考えられるが、例えば、過去にミスマッチにより早期に事務所を辞めざるを得ない経験をした若手弁護士の体験談を、事務所名等を抽象化しつつ集めて、司法修習生に提供する機会を設けることで、就職活動において注意すべき点を喚起するということはあると思われる。

イ 事務所移籍時のトラブル解消（出口支援）

若手会員がいわゆるブラック事務所を移籍しようとする際にトラブルとなることもある。現行の制度としては、紛議調停制度を活用することは理論上可能であるものの、不祥事案も含めて会員と依頼者との紛議につき利用されることの多い同制度は、事務所退所時の協議には利用しにくい面もあり、現にそのような利用は多くない。そこで、若手会員が、ハラスメント等の事情により退所する事務

所との協議を直接するのが難しい状況にある場合に、当会に対し仲裁を求めることができる制度の創設を、紛議調停制度との関係に留意しつつ、検討すべきである。

(2) 「谷間世代」是正の基金制度の創設を

65期から70期までのいわゆる谷間世代に対する是正策として、2024年度に日弁連が基金制度の創設を提案した。国の補助金等を原資として総額約200億円の基金を日弁連の下に設け、谷間世代の弁護士が行う様々な法律業務、公益的活動等に対し、支援金を給付するという基金制度の創設は、世代間の不公平を解消するための有用と考えられる。

2025年の政府の「経済財政運営と改革の基本方針2025」には、「法曹人材の確保等の人的・物的基盤の整備を進める」、「公益的活動を担う若手・中堅法曹の活動領域の拡大に向けた必要な支援の検討を含む」との記載が入り、日弁連の基金制度構想を意識した表現がなされていると評価できる。引き続き、基金制度の法制化・予算の確保に向けて、超党派の議員連携の強化を働きかけるとともに、社会的理解を深めていく必要がある。

2 法曹養成

司法制度改革によって2004年から始まった法科大学院は、いわゆる集中改革期間を経て、2019年の法改正により、法曹コース制度及び法科大学院在学中の司法試験受験制度が創設された。法科大学院修了者の単年度合格率（2025年結果）は42.1%、累積合格率（2024年まで）は74.1%となり、法曹コース出身者に至っては82.8%となっている。他方、制度改正を受けて、法曹コース・法科大学院におけるカリキュラムが適切に実施されているかについては、実態調査が必要である。また、未修者コースについては入学人数・司法試験合格者数が低迷しており、法曹の多様性の確保の観点から、未修者教育を社会人経験者や他学部出身者などの純粋未修者を中心にした教育へシフトしつつ、未修者出身法曹の活躍を広報し優秀な入学者の誘引を図るべきであ

る。東京には複数の法科大学院等が存在しており、都内の法科大学院及び法曹コースとの間で協議会を設置し、議論の場を設けることが考えられる。

また、司法試験は、法科大学院教育の成果を測るものであり、司法研修所における教育と連携したものでなければならない。趣旨に沿う試験となっているかを検証するため、司法試験のあり方に関して検討する審議会等の設置が必要である。同審議会には、法曹三者及び法務省・文部科学省・法科大学院協会に加え、司法研修所の参加が必要である。また、2026年度から、司法試験はCBT方式によることになり、新たな局面を迎える。司法試験はPCの技能を試すものではなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等が適切に判定されなければならない。東弁は、毎年、法曹養成センターが司法試験に関する受験生アンケートを実施しているところ、新たなCBT方式を含めて、司法試験の適切さについて引き続きアンケート調査をすることが望まれる。

司法試験予備試験は、その制度趣旨に沿った運用となるよう改善が必要であり、現実の予備試験の受験者の属性や経済状況、受験動機に関する全国的な調査を行う必要がある。

法曹養成における喫緊の課題として、法曹志望者（法科大学院志願者）の減少が挙げられる。近年は回復傾向がみられるものの、有意な志望者が十分に確保できていない。そのため、関係機関と連携しつつ、志望者確保の取組を行う必要がある。東弁は、中学生・高校生を主たる対象として、法曹の仕事の魅力を伝えるイベントを定期的に開催するとともに、恒常的に学生との対話型イベントや講師派遣などを実施する体制を整える必要がある。

また、新規登録弁護士の就職状況が大きく改善しているところ、これは東京を中心とした大都市圏に所在する、企業法務を中心とした大規模・中規模事務所による採用増加を背景としている。一方で、いわゆるマチ弁として活動する法律事務所では採用が困難となっているとの声がある。上記の様な就職傾向は否定されるものではないが、最大規模の単位会であり、多数のマチ弁を抱える東弁としては、「市民のための弁護士」の魅力を法学部生・法科大学院生等に伝えるため、大学・法科大学院における教育に積極的に関与する人材を輩出していくべきである。

3 男女共同参画

東弁では、2022年4月より第三次男女共同参画基本計画に取り組み、以下の個別目標等を掲げている。現状や課題は以下のとおりである。

①会務活動及び弁護士業務における場所的拘束性の緩和

会館内の会員がウェブ会議を実施できる個室ブースの複数設置、オンライン研修・委員会の推進など、社会全体の変化もあり相当程度進捗したものもあるが、法律相談など弁護士会独自に取り組む必要がある課題の状況はまだ十分とは言えない。

②会の政策決定過程への女性会員の参加の推進、女性法曹を増やす取組の促進

数値目標を定め、一定程度実現されてきている。しかし、「理事者に毎年2人以上女性会員が含まれるようにする。」という個別目標については、東弁は女性会員への負担などの観点から義務的なクォータ制を採用しておらず、自発的な取組として位置付けており、特に派閥として積極的に取り組むことが求められると考えられる。

③業務における性別及び性差による障害の解消と職域の拡大

弁護士業務の継続のためには、ライフイベントによるキャリアの分断の解消は最も重要な課題といえる。個別の法律事務所及び弁護士の取組では限界があるので、限られた人的資源を活用するためにも業界全体の問題として会としての対応がより求められる。職域の拡大については、女性社外役員名簿の活用が進むなど、一定の成果が見られた。

④女性会員の業務・キャリア形成のサポート

ロールモデルの活躍事例の紹介等を個別目標とし、女性弁護士カフェなどのイベント開催により様々なロールモデルの紹介を進めた。

⑤ワークライフバランスを実現するための支援や性別等を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントなどの防止

会員への研修、支援制度の充実やセクハラ相談体制の一層の周知・改善等に更に取り組むことを定め、相談窓口の周知を進めている。

2027年度より第四次男女共同参画基本計画が実施される予定であるが、様々な課題を解決し、時代遅れとならず社会から信頼され、これから法曹を目指す方にとって魅力ある弁護士会となるためには、会内意識の変革や会独自の施策に取り組んでいくことが重要である。

4 不祥事対策

(1) 近時の不祥事の特徴

国際ロマンス詐欺被害や投資詐欺の救済をうたう弁護士による被害者への2次被害や預り金の横領などの報道がなくならない。

弁護士による詐欺被害者への2次被害とは、回収することがほぼ困難であること

る、ネット広告などで回収可能性があるかのように宣伝し、かつ、急がないと回収できなくなるので今すぐ委任契約をせかし、正常な判断ができない状況で着金を振り込ませるが、23条照会や口座凍結などをすのみでそれ以上の業務をしない、弁護士とも連絡が取れないという状況を作出することである。

この種の不祥事は、この数年で東京やその近郊から大阪などへも波及し、弁護士が弁護士法27条違反（非弁提携）の容疑で逮捕される事例も複数ある。

これまでも様々な対応策を講じてきたが、預り金の横領という不祥事は後を絶たない。横領という不祥事は、故意犯であるためどのような対策を講じたとしても根絶させることは困難かもしれない。

(2) 日弁連における対策

日弁連は、2025年の定期総会において、預り金会規の改正を行った。

他会員名義の預り金口座の制限、一度でも預り金に関する苦情が市民窓口に寄せられた場合には弁護士会として調査開始できることを明確にしたこと、調査の際に、預り金口座の通帳原本の提示を義務化したこと、更には弁護士会の調査に応じなかった場合にはその旨を公表できるとしたことなどが改正点である。調査開始の条件を規定上も明確にし、各弁護士会でも積極的な調査を期待することができるようになった。また、調査に応じなかった場合の公表規定も大きな進歩である。これまでは調査に応じなかった会員には会規違反で戒告しかできなかったが、調査に応じない事実をネット上で公表できることは大きな抑止力になると期待したい。

もう一つが、業務広告に関する規程や指針の改定である。

詐欺被害者への2次被害をもたらしたのは、SNSなどを利用した業務広告であった。多重債務者への広告と同様、この業務広告の規制が大きな課題であった。日弁連の規程制定時期にはSNSなどのツールがない時代であり規制されていなかったため、この分野では業務広告は無法地帯であった。

日弁連が2025年2月の理事会で指針の改正を行い、「借金減額シミュレータ」等の広告は規制の対象であることを明記し、12月の臨時総会で業務広告の規程の改正を行ったことで、SNSなどを利用した広告も規制出来るようになった。今後は、理事会で再度指針の改正を行い、規程の改正を踏まえた指針にしていく必要がある。この問題は、裏に広告業者と称する非弁業者が存在し、弁護士が非弁提携となっている場合が一定数あることを踏まえ、弁護士への啓蒙も必要である。

東弁は最先端の対策をとってきた弁護士会であるが、さらに業務広告の問題点を踏まえた取締り体制の強化が望まれる。

5 隣接士業の業務拡大をめぐる動き

隣接士業の業務拡大をめぐる動きとは、司法書士や行政書士、税理士や社会保険労務士などが自らの業法に規定する業務権限規定を拡大的に改正する動きであり、近時

では行政書士法の改正が行われ、権限の一部拡大がなされた。

現在問題となるのは、司法書士法改正問題である。日本司法書士会連合会（以下「日司連」）は、改正要望の一番に、家事手続代理権の付与およびその相談業務を挙げている。家庭裁判所における代理権の取得を明確に掲げてきたということである。これは、簡裁代理権問題の比ではない。

日司連は、司法書士は家庭裁判所において後見人としての活動実績があり、更に相続登記の義務化を踏まえこれを実践するためには、家庭裁判所での代理権が必要であると主張している。

しかしながら、家庭裁判所の家事手続事件、仮に別表1の審判事件に限ったとしても、そこには家庭の中の紛争が潜んでいるのであり、どのような手続をとることが問題解決に資するのかを慎重に判断して、取り扱うものである。

弁護士と司法書士とは、そもそも試験制度や養成制度が異なり、紛争解決するための基本的技術を司法書士は身に付けていない。それは、全体的な法体系の理解やそれに基づく紛争解決への道筋を見極める力が異なることを意味する。

そして、家事事件はすべての弁護士にとって関りのあり得る事件であり、弁護士にとって本来の業務である。この分野に弁護士以外のものが関わることで、最終的には国民の権利侵害が発生しうることになる。

現在日弁連をあげて法改正を阻止するための活動（法務省との交渉、国会議員要請、日司連との協議など）を行っており、弁護士会においてもこの問題の位置づけを明確にして行動することが必要である。

6 東弁の財政問題 ～東弁の未来予想図を描く

(1) 東弁の未来を見据えた議論を

東弁の2024年度決算は黒字決算（6期連続）となったものの、コロナ禍後の事業活動の活発化、近年の物価高やランニングコスト増による管理費の増加等により、支出は増加傾向にある。限りある財源を人権活動や会員のためにどう分配するか、議論と工夫が必要である。

(2) 財政基盤の確立

東弁の事業活動収入の約7割は、会費収入である。入会者数の維持増加は、会費収入の増加及び人権活動の担い手の増加となるものであるから、重点を置くべき課題である。また、例えばネット研修の活用など、会費収入以外の収入増加にも重点を置くべきである。

(3) 財政上の課題

ア 弁護士会館の維持・管理費用

会館は、弁護士会の活動の拠点であるとともに、弁護士会が所有する最大の資産である。

大規模修繕の財源確保については、2025年3月の臨時総会において補正予算を組み、一般会計から修繕積立金会計に11億円を繰入れた。さらに、2025年度予算より、会員1人あたり月額1000円を一般会計から修繕積立金会計に繰り入れ始め、現在、同繰入れを総会決議すべきか

否かにつき、意見照会がなされている。ルール化は必要であるが、人権活動とのバランスの取れた決議にする必要がある。

30年目の大規模改修については、今般、コンストラクション・マネジメント契約を締結している日建設計CMより中長期修繕計画が提出されたことから、会館の長期有効利用を目指して実施項目の検討を進める必要がある。

もっとも、東弁は、会館に関わる維持管理、大規模改修費用の負担につき、在京他2会の概ね2倍の費用負担をし、財政圧迫の一因となっている。負担割合は各会が所有する床面積に比例して定められているため、床面積の譲渡や賃貸の可能性を模索すべきである。

イ 基幹業務システム改修

現在、2028年のサーバ更改に合わせて基幹業務システムの全面的改修が予定され、今年度はRFP（提案依頼書）の作成、ベンダー選定が予定されている。

東弁では、上記改修費用として6億円を見込み、現在、毎年9800万円を事業準備等積立として積み立てている。しかし、上記費用にどこまでの費用が含まれるのか、6億円で賄えるのか必ずしも明確でない。また、デジタル化基本計画の大目標の1つに「職員の業務負担の軽減」が掲げられ、人件費の増大抑制にもつながるものであるから、業務のデジタル化、業務フローの共通化等を進めていく必要がある。

ウ 職員の人件費

会員数の拡大に伴い、業務が肥大化していることから、ITの導入等による業務の効率化をすすめ、職員の業務負担を軽減して就労環境を整備する必要がある。同時に、引き続き人件費総額の抑制と賃金体系の見直しのために、職員との協議を粘り強く進めるべきである。

7 公設事務所

公設事務所は、一時期の危機を乗り越え

て、経営が不安定な状態は概ね解消されてきた。ただ、経営の改善の努力を尽くすために、本来公設事務所が担うことが想定されていた役割のうち、やむなくいくつか後回しになっているものが存在する。たとえば、①ひまわり基金法律事務所や法テラス事務所に赴任する若手の育成、②裁判官や検察官の他職経験の受け入れ、③弁護士任官の推進などである。これらの諸課題について、①については日弁連において養成事務所に対する援助制度があるものの、養成実績を積み重ねなければ満額の援助が受けられず、経営危機時代に養成を中断した当会の公設事務所にとって少なくとも現時点では十分な援助とはならない。また、②、③については現時点では援助制度が存在しない。いずれも経営上はプラスとはなりがたい事業であり、経営危機状態こそ脱したものの、経営基盤がまだまだ脆弱性を孕むだけに、本来期待される役割を果たすに至っていない。

また、公設事務所の特性上、受任事件の多くが扶助国選事件となっている。一定の経営状態を守るためには、多数の事件を受任することが不可欠となっており、所員弁護士の疲弊状態が慢性化している。そのため、所員弁護士が長期間定着することは難しく、人員の入れ替えが毎年のように必要となる現状がある。従来は新人弁護士の採用によってこれを賄ってきたが、近年修習生の企業法務志向が顕著になってきており、持続可能性に懸念があると言わざるを得ない。

一方でこれらの課題に対して、会財政の観点から公設事務所に対して直接かつ恒常的な金銭援助を増やすことは現実的でない。したがって、前記①から③の「事業」に対する援助の創設を検討することに加え、公設事務所に対しては、IT化などによる業務効率改善や、新人・中堅弁護士採用に際して金銭ないし金銭によらない（ノウハウの共有など）の支援を検討することが必要である。

8 多摩支部

(1) 多摩地域内の法律相談センターについて

八王子法律相談センターと町田法律相談センターについて、赤字が減少しない場合には不動産の賃貸借によるセンターの運営方法を終了し、弁護士紹介制度への切り替え等を含めた抜本的な対策を講じるものとする旨の覚書が、東京三会との間で締結されていた。

この間、立川法律相談センターを、弁護士会多摩支部内に移転することで、経費の削減を図るなどの対策を図りつつ、両センターの在り方を検討してきた。

結果、八王子と町田の両センターを、公的団体が運営する貸会議室を利用する非常設型対面相談としてリニューアルし、さらに、箱物に頼らない新たな法律相談体制を構築していく予定となっている。多摩地域では、多くの相談が、法テラスの援助対象となってしまうため、受任率が低いことが、赤字の原因となっているが、法律相談の需要自体は高い。

この点、非常設型とした結果、受け入れ可能件数は減少しており、WEBを用いた相談等、相談窓口の多角化を早急に進める必要がある。

(2) その他の問題

多摩支部では、自治体との連携を深め、地域に密着した司法サービスの拡充を目指している。

この点で、多摩の自治体と防災協定を締結することや、精神病院からの退院請求相談を実施するなど、多摩が先駆的に取り組んでいる制度もある。

今後は、地域司法の担い手として、さらなる自治体との連携、地域に密着したリーガルサービスの提供を目指していくべきである。そのためには、多摩支部での意思決定権限を持たせるべく、東京三会（本会）との調整が必要であると思われる。

による法教育授業の拡充が望まれる。

(3) 都道府県等に対して財政措置を求める必要性

とはいえ、現実には講師の担い手確保という問題がある。現在、東弁では、原則として1回あたり6000円～1万円が日当として支払われているが、日弁連に対して財政的支援を求めるだけでは問題の根本的な解決とはならない。東弁の法教育活動と財政上の問題を根本的に解決するためには、私立学校であれば学校側に、公立学校であれば都道府県ないし市区町村に費用負担を求めるべきである。このような日当と謝礼の問題が解決されなければ、法教育授業を実施しようにも講師が十分に確保できない事態となりかねない。

(4) より積極的な推進と財政措置を求める活動を

そこで、東弁は、法教育の重要性を踏まえてより積極的に推進していくとともに、日弁連や他単位会と連携して国や自治体等に対し財政措置を求める活動を強めていく

第3章

自由と人権の保障を目指して

1 法教育

(1) 法教育の重要性—学習指導要領との関係

学習指導要領の改訂により「法やルールの理解」「社会生活における規範意識」「主権者としての資質の育成」等の表現が用いられるようになったこともあり、学校現場でも法教育の重要性について理解が広まりつつある。また、教員のみでは専門的な授業を行うことが難しい、あるいは教員の負担軽減として専門家を外部講師として招いて授業を行う活動が増えている。

(2) 弁護士による法教育授業の重要性と更

なる拡充の必要性

学校現場での法教育の重要性が広まるにつれ、弁護士会への講師の派遣依頼も、コロナ禍の一時期には減少したものの、現在はコロナ前に水準に戻っており多数の応募が来ている状況である。他士業による法教育授業も活発となっているが（税理士による税務や社労士による労働教育等）、基本的人権を擁護し社会正義の実現を使命とする弁護士が法教育授業を行うことは、生徒たちに個人の尊厳や基本的人権の尊重、法の支配などの理念を伝えていく上で極めて重要である。また、弁護士を知る機会を増やし、法曹志願者の増加や弁護士は敷居が高いという認識の解消のためにも、弁護士

べきである。

2 高齢者・障がい者をめぐる問題

(1) 成年後見制度の大改正を目前に控え、新たな後見制度の導入に合わせた後見人の養成が急務になっている。新しい成年後見制度への改正手続においては、後見・保佐・補助の2種類の廃止、本人の意思決定支援の強化のための後見人の包括的な代理権・取消権の見直し（後見人から保護者への地位の変更）、後見期間の有期化の導入が議論され、従前の後見制度とは一線を画す内容になる見込みである。そのため、弁護士会においては、新しい成年後見制度を会員が十分理解できるように家庭裁判所や関連諸団体と協力しながら、質の高い研修の導入、事務所外での受講可能な環境の工夫、適切な研修講師の確保を図る必要がある。

また、東弁は、今後も少子高齢化が進むであろう日本において、弁護士会や弁護士こそが市民の権利擁護のためのより「頼れる存在」であることを強く社会に周知し、高齢者やその家族、障がい者、地域社会に対する法的支援のニーズに応じるべく、遺言・相続・財産管理の相談対応のための遺言書作成支援、高齢者虐待・消費者被害への対応のために地域包括支援センターや自治体との連携した法的介入・助言を迅速に提供するなどしながら、より弁護士会のプレゼンスを高めることが重要である。

(2) さらに、2024年4月に施行された障害者差別解消法により、東弁も「合理的配慮」を負う民間事業者になった。そのため、今後も障害のある会員や職員が弁護士会の内外において他者と平等に活動できるよう、個別の状況に応じて必要かつ適切な変更や調整を行うことを進めていく必要がある。また、弁護士会を利用する市民の司法アクセスの拡充のためにも合理的配慮は欠かせないことを認識する必要もある。例えば、WEBサイトのアクセシビリティ対応（音声読み上げ、色覚対応、簡易表現）、各申込書、法律相談票の様式の調整（拡大文字、わかりやすい言葉）、本人の意思確認のための代筆・代読支援、合理的配慮申出フォームの設置、障がい者対応マニュアルの整備、職員・会員向け研修の実施、障がい当事者との意見交換会の開催、オンライン相談の活用（移動困難者への対応）、相談時間の延長や分割対応、障がい特性に応じた説明方法の工夫（図解、事例提示、ゆっくり話す）などの方策は、速やかに実現すべきである。また、今後も、合理的配慮に関して、東弁は会員等に周知徹底を図るとともに会員等以外の「事業者」に対し改正関連情報の提供や啓発活動を行い、広く改正法の普及に努めることも重要である。

3 性平等を実現するために

(1) 男女平等

2025年ジェンダーギャップレポートで、日本は調査対象148国中118位と、未だ男女平等を実現できていない。

男女平等実現には、選択的夫婦別姓制度

導入、男女平等教育の推進、母子家庭の貧困解消や司法におけるジェンダー・バイアスの排除等を進めていく必要がある。

東弁では「国際女性デー（International Women's Day）にあたり、今こそ選択的夫婦別姓制度の法制化を求める会長声明」が発出された。東弁は男女平等実現に向けた取組を引き続き行わなければならない。

(2) 性的マイノリティの権利保障・多様な性が尊重される社会を目指して

司法では、法律上同性同士のカップルに婚姻（以下「同性婚」）を認めない現行民法・戸籍法について、5高裁で違憲と断じられた。

しかし、日本では未だ同性婚が認められず、いわゆるLGBT理解増進法は成立したものの、性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する法律も未整備である。

また、国の政策策定の基盤をなす5年ごとの国勢調査では、2020年まで「配偶者」「同性」と回答すると「他の親族」との同居と勝手に付け替えて集計されていた。2025年の国勢調査では「続き柄はありのままに回答して下さい」と国会答弁があったものの集計方法は不透明である。公的統計として同性カップルの世帯の実態を把握することに同性婚実現を待つ必要はない。

差別解消のために、国は、速やかに同性婚を法制化し、性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する法律を整備すべきである。

東弁は、性的マイノリティの権利保障の取組を全国の弁護士会に先駆けて精力的に続け、任意団体「work with Pride」が策定するPRIDE指標において、2019年から6年連続で最高評価の「ゴールド」を受けている。

性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人々が個人として尊重される社会の実現に向けて、東弁は性的マイノリティの権利保障のための先進的な取組を継続しなければならない。

4 子どもの権利

東弁は、1985年から相談窓口である子どもの人権110番を開設し、子どもや保護者からの相談を受け付け、必要に応じて代理人として紛争解決に関与し、あるいは人権救済申立てに対応してきた。

少年事件については、当番弁護士・当番付添人としての活動に取り組み、現在の国選弁護制度・国選付添人制度につながったが、これをさらに身体拘束された少年の事件全件に付添人が選任されるものに拡充する取組を進めなければならない。

近年では、児童相談所への弁護士配置、いじめ予防授業、スクールロイヤーあるいはいじめ重大事態の調査組織への専門職としての関与、自治体の子どもの相談救済機関への専門職としての関与等が進んでおり、子どもの権利保障の最前線で、子どもの権利をふまえた児童福祉や教育の実践あるいは権利救済の取組がなされるべく、弁護士が関わりを広め、深めてきている。

2026年度も、子どもの権利条約の一般原則とされている、①生存と発達権利（条約6条）、②差別の禁止（同2条）、③子どもの意見の尊重と参加する権利（同12

条）、④子どもの最善の利益（同3条）に常に依拠しつつ、こうした取組を支える活動を弁護士会として継続し発展させる。

加えて、2026年度は、離婚後の共同親権制度を定めた改正家族法が施行される。両親の離婚に伴う親権の帰属や親子交流のあり方等が問題となる個別の事案において、子どもの意向の尊重をどのようにして実現するか、が問われよう。子どもの人格の尊重等を定める改正法は親やその代理人の言動を枠付けるものだが、子どもの不安や希望に寄り添い、できる限り子どもが納得する解決を実現するために、子どもの手続代理人の一層の活用を図ることなど、子ども本人への弁護士のサポートが求められる。

子どもの人権110番での活動などを通じて積み重ねてきた識見を生かし、改正法下での離婚等の紛争において弁護士が子どもの権利保障のために意義のある活動ができるよう、会員向け研修や広報啓発活動を積極的に展開してゆく必要がある。

また、2025年12月の日弁連人権擁護大会で取り上げられた、インクルーシブ教育についても、その実現に向けて、東京の実情に即した取組を進めてゆくべきである。

5 外国人の権利

2025年の都議会議員選挙（6月）及び参議院選挙（7月）では、「日本人ファースト」「違法外国人ゼロ」といったスローガンを掲げ、虚偽の事実を述べるなど、選挙運動の名の下に外国人に対する排外主義的言説を公然と展開する政党や候補者が出現した。

これに対し1159団体のNGOが緊急共同声明を発出するなど市民からの反発も大きかったが、各地でヘイトスピーチが悪化し、のみならず、子どもに対する暴行・脅迫を含むヘイトクライムが発生するなどしている。

両選挙に先立つ同年5月、出入国在留管理庁は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を発表し、7月以降、難民申請者、日本育ちの子どもや精神疾患者を含め、多数を強制送還しているもようである。東弁は同年9月、同「プラン」に抗議し、差別と偏見のない多文化共生社会の実現を求める会長声明を発出した。難民条約や拷問等禁止条約の定めるノン・ルフールマン（不送還）原則（生命や自由が脅かされるおそれのある国へ送還してはならないとする原則）に違反する事態の発生が危惧され、ヘイトスピーチをはじめとする人権侵害を助長し、ひいては日本社会の分断へとつながっていくことが強く懸念される、と指摘するものである。

日本には、外国にルーツを持つ人々が多数、社会の構成員として既に存在している。政府や、政党、政治家は、偏見が拡大している場合には、本来、先頭に立って差別デマを打ち消すべきである。既に日本社会の一員である人々を排除する、排除できるという発想自体、外国にルーツを持つ人を対等な人間として見ていないことを示している。このような排除の思想は、やがて外国ルーツの有無を超えて、あらゆる「都合の悪い者たち」の排除へと発展しかねない。かかる事態を防止するためにも、東弁

は、引き続き外国にルーツを持つ人々の人権問題に積極的に取り組むべきである。

6 労働者の権利

(1) 仕事と生活との両立・調和の実現

2024年改正育児介護休業法では、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等が義務化されるなど両立支援の一定の前進が見られた。他方、仕事と育児・介護の両立に当たっては、社会全体における長時間労働の是正や転勤命令に対する配慮など、重大な課題が残されている。東弁としては、真に仕事と生活の調和・両立がはかれるよう、法施策の実施・拡充を一層推進すべきである。

(2) 非正規労働者との待遇格差是正

2025年2月から再開した労政審（同一労働同一賃金部会）においても指摘されている通り、改正パート有期法及び労働者派遣法施行後においても、均等均衡待遇という法の趣旨に沿った非正規労働者の待遇改善が図られているとは言い難く、司法判断においても、待遇改善に後ろ向きな傾向が見られる。このような状況を打開し、均等均衡待遇を実現するには、訴訟を通じた権利救済に留まらず、格差是正に実効性ある法改正が不可欠である。東弁としては、非正規労働者の格差是正・均等均衡待遇の実現に向け、主導的に働きかけを行っていくべきである。

(3) 多様な働き方への対応

近年、スポットワークやスキマバイトと称される単発の仕事を受注する労働者が増えている。それに伴い、仕事内容と求人内容との相違やマッチング後のキャンセル、雇用保険等の不加入など、労働者保護の課題が浮き彫りになっている。東弁としては、このような多様な働き方の出現に合わせ、相談体制の確立を行うと共に、労働者保護が適切に図られるよう必要な規制等を求める取組に着手すべきである。

(4) 公益通報者保護の強化

2025年改正公益通報者保護法によって、公益通報者の対象範囲拡大や立証責任の転換（推定規定）の導入等、通報者保護が強化された。他方、立証責任の転換の対象となる不利益な取扱いの対象に減給や配置転換、退職勧奨等が含まれておらず、公益通報のために必要な資料収集等の免責規定がないなど、通報者の実効的な保護の観点で課題が残る。東弁としては、引き続き、公益通報者保護の強化に向け、取組を積み重ねるべきである。

7 消費者問題

東弁は、消費者被害の回復のため、消費者専門相談の運営、自治体の相談や相談員に対するアドバイザーの派遣、高齢者等への出張相談を行っているほか、消費者被害の撲滅に向け、東弁は学校を中心に消費者教育を行っている。これらについては、会費から費用を賄っているものもあるが、活動を充実させるためには、自治体等から委託費が得られるような努力もしていく必要がある。

また、法改正等について意見書を提出し、政策提言を行っている。超高齢化社会

やデジタル化の進展など消費者を取り巻く環境が日々変化している現代において、既存の法制度の枠組みには限界があることから、消費者法を理念から見直し拡充するための検討が重ねられ、2025年7月、消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書が公表された。同報告書によると、従来の「格差是正」の観点のみならず、消費者ならば誰もが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置き、消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境を整備するべきとされている。東弁には、消費者専門相談の実施により豊富な実務経験が蓄積されているため、日弁連とも連携し、同報告書の内容も踏まえ、より具体的な提案をしていく必要がある。

いわゆる国際ロマンス詐欺を中心とした投資詐欺事案に関し、回収の見込みがほとんどないにも関わらず被害救済が可能であるかのような広告を出し、高額な報酬を受領し、十分な活動を行わない弁護士事務所が一部存在する。東弁は自己の問題についても真摯に向き合い防止策を講じなければならない。なお、投資詐欺事案等で加害者を特定するための手段として弁護士会照会が活用されているが、事業者が情報を開示しないケースも散見される。当該事業者に対し情報開示に向けた申入れを行うなど、東弁として消費者問題に携わる会員を側面支援していく必要がある。

8 犯罪被害者支援

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）により、殺人や不同意わいせつ・不同意性交など一定の重大事件の被害者等を事件直後から一貫してサポートする「犯罪被害者等支援弁護士制度」が創設され、2026年1月13日から施行される。

これまで資力の乏しい犯罪被害者の支援は、日弁連委託援助により弁護士会が費用を負担していた。公費による被害者支援弁護士制度の創設は、2017年人権擁護大会の「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」で求めていた内容の一つであり、今回の制度創設は大きな一歩である。

一方で、新制度の対象とならない犯罪被害者は依然として公費での支援は受けられない。殺人（未遂）以外の故意に人を負傷させた罪では、被害者等の負傷又は疾病の程度として要治療期間3月以上又は後遺障害14級以上が要件とされ、対象となる被害者等は一部に限られる。対象被害者等の拡大は今後の大きな課題である。

また、対象となる被害者等についても、新たな制度ができたことによりかえって支援活動が阻害されるようなことはあってはならない。これから実際に運用が開始されていく中で、現場の弁護士や被害者等から上がってくる声に注意深く耳を傾け、問題のある部分については弁護士会としても国や法テラスに対して迅速に改善を求めていくことが必要である。

新制度への対応も含め、弁護士会としても、今後、犯罪被害者支援に携わる弁護士の裾野を拡大していくことが必要である。

この分野は、近時、法改正も頻繁なため、研修の実施等を通じて法的な対応能力を確保するとともに、特に留意すべき二次被害の防止については犯罪被害者に関わる全ての弁護士が十分に理解するよう繰り返し周知しなければならない。

9 環境問題

気象庁のウェブサイトによると、2023年の大気中二酸化炭素の世界平均濃度は420.0ppmである。前年度より約2.3ppm増えたが、450.0ppmを超えた世界は深刻である。パリ協定においては、世界の平均気温の上昇を工業化以前と比較して2度を十分に下回るように保ち、1.5度までに制限するための努力をすると合意したが、残された時間は少ない。現在、産業革命前と比べて、すでに1.2度上昇しており、このペースでいくと2030年代前半には1.5度を超える。世界中で、極端な高温が発生することが多くなり、嵐・洪水・干ばつ・山火事は頻発する。

我が国は、依然として石炭火力発電を継続することを認めている点が大問題であり、排出量取引・炭素税等のカーボンプライシングも、炭素価格が安すぎるため効果が見込まれない。そこで、東弁としては、我が国における法政策が国際的な合意に沿うものとなるように、政策提言活動を行っていく必要がある。

また、2025年7月23日、ICJ（国際司法裁判所）は、気候系等に対する重大な損害を防止することが国家の義務であることを明確に打ち出した。国際的な潮流について情報提供すると同時に、将来世代の権利、環境権といった概念について認識を広めていくことも、弁護士会の役割である。

原子力発電については、可能な限り速やかに脱原発を実現することが重要であり、その他にも、生物多様性、サーキュラーエコノミーなど、環境問題は山積である。様々な環境問題を克服し、持続可能な社会（SDGs）を実現するためには、社会全体との協働が必要であるが、そのためには、着実な発信活動の積み重ねが重要である。訴訟提起により司法の理性的な判断を求めていくことも重要であるし、加えて、SNSやYouTube等を使った世論形成活動を行い、正確な情報を提供して世論を味方につけるための活動を行うなど、新たな手法に挑戦していくことも重要である。

10 災害対応

2025年9月11日の大雨により、品川区や大田区等に浸水被害が発生した。また、10月8日には台風22号被害について八丈町等に災害救助法が適用された。これを受けて東京三弁護士会は災害対策本部を設置し、11月より無料電話相談会を実施している。

東京23区は基本的に1時間あたり50mm降雨への対応を基本として下水道施設を増強していたが、9月11日の大雨は多いところで1時間あたり120mmの降水量を記録している。気象庁は「1時間降水量80mm以上など強度の強い雨は1980年頃と比較しておおむね2倍程度に頻度が増加している」と発表しており、台風被害も含め今後も毎年の

ように都内で局地的災害が発生する可能性は高いものと思われる。

災害時における法律相談の多くは民法の一般的な知識で対応できるものではあるが、災害救助法・災害対策基本法・被災者生活再建支援法・災害弔慰金の支給等に関する法律といった災害関連法の知識に加え、災害時における通達や運用についての知見が必要となる場合もあり、被災者のニーズに応えた助言ができる弁護士の絶対数

は現状それほど多くはないと思われる。

しかしながら、上述のとおり今後も局地的災害は頻発すると予想されるし、都内で20万棟もの建物倒壊が想定されている首都直下地震が発生する可能性もないわけではない。

2025年5月、災害救助法が改正され、救助時のメニューに「福祉サービスの提供」が追加された。今まで市町村が独自財源で行っていた災害時法律相談における弁護士

費用の大部分を国費で負担できるようになる可能性があり、結果として災害時に自治体からの弁護士相談の要請は飛躍的に高まるものと思われる。

そのためにも災害対応可能な弁護士数を増やす必要がある。具体的には、弁護士会による研修・支援体制を強化し、局地的災害を含めた災害時において迅速かつ多数の弁護士を派遣できるような体制を会として構築することが重要である。

第4章 | 憲法を守り、平和を実現するために

1 憲法と平和

2025年夏、日本は戦後80年を迎えた。この間日本が直接戦争に関与することはない。先の大戦（アジア太平洋戦争）において大変な被害・加害の体験をした国民は、2度と戦争をしてはならないとの思いで戦争放棄条項を持つ憲法を制定し、それを維持してきた。

しかし、他方、占領の終了と同時に米国との間で結ばれた日米安全保障条約により、日本の領土内には米軍基地が置かれ、また、国際情勢の変化の中、実力組織としての自衛隊が誕生し、現在では世界有数の軍事力を持つまでに至っている。

日米関係はいつの時代からか同盟関係と呼ばれるようになり、北朝鮮や中国の軍事力の強化に伴って、日米の安全保障上の関係強化が進められるようになった。2014年12月には安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、翌2015年9月には、その閣議決定を具体化する諸法律（いわゆる安保法制）が成立した。憲法9条は、日本以外の他国が第三国から攻撃を受けた場合に、直接の攻撃を受けていない日本がその第三国に反撃する集団的自衛権の行使まで容認するものではない。だからこそ歴代の内閣は、自衛隊の活動について専守防衛の範囲で認められるという枠をはめてきたのである。ところがこの安保法制は集団的自衛権を認めるものであるため、この立法には憲法学者も、歴代内閣法制局長官も、元最高裁判事も反対し、日弁連も全ての単位弁護士会も反対したが、国会では十分な審議が行われないまま成立してしまった。

安保法制成立後のこの10年の間に、日米の防衛協力はさらに進められ、自衛隊と在日米軍との共同訓練なども頻繁に行われるようになってきた。鹿児島県から沖縄県にかけての南西諸島には、これまで自衛隊基地が置かれていなかったが、防衛省は、「防衛の空白地帯を無くす」として、沖縄県の与那国島、石垣島、宮古島には陸上自衛隊の駐屯地を設置し、鹿児島県の馬毛島には、今まさに自衛隊の大規模な基地が建設中である。馬毛島の基地建設について、防衛省は、「アジア太平洋地域における米

空母の活動を確保し、日米同盟の抑止力・対処力を維持・強化」するためと明言し、米空母艦載機の着陸訓練施設としても想定している。

2022年12月には閣議決定により安保3文書が改定され、敵基地攻撃能力までも保有するとしている。政府は、これを「反撃能力」と呼んでいるが、反撃のためとはいえ、敵の基地を直接攻撃するものであるから、防衛の枠を超えているのではないかとの疑問があり、時機によっては先制攻撃となる可能性が高い。直接攻撃を受けた相手国の反撃も当然予想される所であり、戦争あるいは大規模な武力紛争に至る可能性が強い。この多分に問題のある敵基地攻撃能力の保有について、防衛省は、今年8月、中国本土まで届く1千キロ超長射程のミサイルを熊本・静岡・北海道・宮崎の4道県に配備するとの計画を発表した。防衛省は、緊迫した東アジア情勢へ対処するため、抑止力と対処力が必要だと説明している。しかし、抑止力としてこちらが新たな装備を備えれば、相手もそれに対応し、その関係は際限がなくなるものである。防衛予算の拡大は、国民生活を圧迫することにもなる。

戦後80年が経ち、戦争を直接体験された方の多くが亡くなっていく中、「今を新たな戦前にしてはならない」という声が挙がり、戦争体験を継承しようとする動きもあちこちで見られるようになってきた。現実政治においては憲法9条に反する動きが強まりつつあるが、憲法9条の規範力は失われてはいない。

私達弁護士会は、立憲主義を堅持し、憲法の平和主義の理念を実現させるために、引き続き安保法制の違憲性を訴えていくと共に、この法制が安易に適用されないよう、監視していく必要がある。

2 ポピュリズムと司法

(1) 米国の2度目のトランプ政権発足、英仏独伊のヨーロッパの極右政党の台頭が生じ、ポピュリズムと称される政治状況が生まれ、一過性のものとは言い難く、その勢いが増大している。我が国においても、先の参議院選挙での一部政党の躍進にみられるように、ポピュリズム政治の波が押し寄せてきている。

ところで、ポピュリズムは、マスメディ

アにおいては、「大衆迎合主義」などと約されることが多いが、ポピュリズムの本質は、既得権益を有すると思われるエリートに対する大衆の反発と捉えるのが一般的であり、その点から見れば、民主主義そのものとも言う。その意味では「ポピュリズム」それ自体に、極端な政治思想があるわけではなく、ポピュリズムだから間違っているとは言い難い。

(2) ただ、「エリートvs大衆」の構図が、エスタブリッシュメント（エリートによる確立した社会体制）からの民衆の解放という構図を意味し、そのこと自体は肯定されても、エスタブリッシュメントが重視してきた歴史的に形成されてきた価値についても攻撃・解放の対象となっている点が問題である。ポピュリズムの本質は、反エスタブリッシュメント・反エリートであるが、現在の潮流は、結果的に、反知性の様相を呈しており、また、SNSなどを通じて真実とは異なる虚偽情報が爆発的に拡散する虞れが存する。これこそが現代的ポピュリズムの問題である。

その反知性には、これまでの歴史的に形成されてきた価値、例えば「人権保障や法の支配」という価値の否定も含まれていると思われ、反知性によって、日本人とそれ以外、健常者と非健常者、男性と女性で区別したりするなど、個人の属性により人権の有無や程度が決まるかのような考え方が許容されるおそれすらある。また、人権保障や法の支配と言った司法が重視してきた価値よりも、「民意」である選挙結果が全てに優先するといった風潮も生みかねない。

社会的弱者に対する攻撃とともに、社会正義の実現を目指す我々弁護士、弁護士会、司法界が重要視する憲法的価値や仕組みに対する攻撃も十分に想定されるのである。

(3) 弁護士会、ひいては司法界は、ポピュリズムが暴走し、少数者の人権を侵害することがないように常にチェックしていかなければならないし、時に、ポピュリズムの反知性・反エリートの潮流が、弁護士・弁護士会への攻撃や弁護士自治を破壊しようとする動きに繋がるおそれもあることにも警戒しておかなければならない。

弁護士、弁護士会は、このようなリスクを意識しながらも、人権保障と社会正義の実現を進めるため、次世代を担う子どもたちへの法教育活動も含め、これらの憲法的価値を国民に理解してもらうべく、地道な活動を継続する必要がある。

本政策は期成会のホームページにも掲載されております。右記二次元コードからアクセスしてください。

